

貸貸借随意契約結果表

公表事項	内 容
貸貸借主管課所名	保健衛生局 市立病院病院経営部 病院財務課
件 名	さいたま市立病院赤外線観察カメラシステム貸貸借
借入場所	さいたま市緑区大字三室2460 さいたま市立病院
契約締結日	令和6年3月29日
契約の相手方名	アイ・エム・アイ(株)
契約金額	231,000円(月額)
随意契約によることとした理由	<p>本貸借物は、がん患部に赤外線を当てることにより組織表面下のリンパ管の可視化が可能のため、がん細胞の見落としの減少、皮膚切開の位置や範囲の検討が簡便になるものである。</p> <p>本貸借物件を国内で取り扱えるのは上記業者のみであることから、競争入札に図ることは適さないため、国内唯一の取り扱い業者である上記業者と契約を締結したものである。</p> <p>【根拠法令】 地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号</p>

賃貸借随意契約結果表

公表事項	内容
賃貸借主管課所名	保健衛生局 市立病院病院経営部 病院財務課
件名	さいたま市立病院一酸化窒素ガス管理システム賃貸借
借入場所	さいたま市緑区大字三室2460 さいたま市立病院
契約締結日	令和6年3月29日
契約の相手方名	エア・ウォーター東日本(株)府中営業所
契約金額	機器使用料 9,240円(時間額) 機器延長使用料 110,000円(30日ごとの額) 機器管理料(100時間未満) 1,320,000円(年額) 機器管理料(200時間未満) 660,000円(年額) 特別設置料 110,000円(1回額)
随意契約によることとした理由	<p>本賃貸物は呼吸不全を有する患者に対して、一定濃度の吸入用一酸化窒素製剤(NO)を患者に供給する投与管理システムである。</p> <p>本賃貸借物件を国内で取り扱えるのは上記業者のみであることから、競争入札に図ることは適さないため、国内唯一の取り扱い業者である上記業者と契約を締結したものである。</p> <p>【根拠法令】地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号</p>

貸貸借随意契約結果表

公表事項	内容
貸貸借主管課所名	保健衛生局 市立病院病院経営部 病院財務課
件名	さいたま市立病院着用型自動除細動器貸貸借
借入場所	さいたま市緑区大字三室2460 さいたま市立病院及び患者宅
契約締結日	令和6年3月29日
契約の相手方名	旭化成ゾールメディカル(株)
契約金額	318,692円(月額)
随意契約によることとした理由	<p>本貸借物は心電図検出用電極と通電用電極を装着したベスト型（着衣可能）の除細動器となっており、致死性不整脈を感知すると電気ショックが発生し、心臓の拍動を正常なリズムに戻すことが可能な機器である。</p> <p>本貸貸借物件を国内で取り扱えるのは上記業者のみであることから、競争入札に図ることは適さないため、国内唯一の取り扱い業者である上記業者と契約を締結したものである。</p> <p>【根拠法令】 地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号</p>